

米子市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって安全で平穏な市民生活の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団及び暴力団員をいう。
- (4) 市民等 市民（市内に居住し、通学し、通勤し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。）及び事業者（事業活動（非営利のものを含む。）を行う法人その他の団体及び個人をいう。第5条第4項において同じ。）をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、市民等が、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団員との交際を厳に慎むとともに、「暴力団を利用しない・暴力団を恐れない・暴力団に金を出さない」ことを基本として、市及び市民等が互いに緊密に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める暴力団の排除についての基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、県及び他市町村並びに関係団体との連携を図りつつ、市民等の協力を得ながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察に対し、当該情報を提供するものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

3 市民等は、暴力団等との密接な交際その他の社会的に非難を受けるような関係を持つことがないよう努めるものとする。

4 事業者は、その行う事業（当該事業の準備行為を含む。）に関し、暴力団等との一切の関係を遮断するよう努めるものとする。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団等又は暴力団等の利益につながる活動を行う者若しくは暴力団等と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるものとする。

（市民等に対する支援）

第7条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、市民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第8条 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深め、暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互に連携し及び協力して取り組むことができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第9条 市は、米子市立中学校及び米子市立特別支援学校（中学部に限る。）において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入しないよう、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に規定する教育の目的を達成するため、市内に存する学校（米子市立学校及び幼稚園を除く。）又は青少年の育成に携わる者が、青少年に対して暴力団の排除に関する教育、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、情報の提供その他の必要な支援又は協力を行うものとする。

(暴力団等の威力の利用の禁止)

第10条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団等を利用する、自己が暴力団等と関係があることを認識させて相手を威圧する等、暴力団等の威力を利用するような行為をしてはならない。

(利益の供与の禁止)

第11条 市民等は、暴力団等の威力を利用し、又は暴力団等の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団等又は暴力団等が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。